

池田市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

本市では、大阪府の補助事業として地域就労支援事業を実施しており、就労支援セミナーやパソコン講座の実施など、就労意欲はあるがスキルが不足している市民への就労支援に努めています。

また、本年度より就労支援事業の一環として、新たに本市独自の教育訓練給付制度を設け訓練受講者に補助を行うなど、雇用確保にむけた取り組みを大阪府と連携して推進してまいります。

(市民生活部市民生活課)

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

昨年4月にハローワーク池田管内3市2町が共同で豊能地域雇用・労働行政連絡協議会を発足させ、11月には合同就職面接会を実施し、一定の成果を上げてきたところでございます。今後も大阪府・ハローワーク池田や近隣市町と連携しながら、雇用創出につながる様々な施策を検討してまいります。

(市民生活部市民生活課)

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

大阪府・ハローワーク池田と連携して雇用確保に努めてまいります。

また平成20年4月の改正パート労働法の施行に伴い、非正規雇用から正規雇用への門戸が大きく開かれるものと期待しているところです。今後、市内事業所に対しこの法律の周知に努めてまいります。

(市民生活部市民生活課)

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り

組むこと。

(回答)

池田市地域就労支援センターの相談事業を通じて、「大阪府若者サポートステーション」と連携し、積極的な就職へのサポートを行っているところです。(市民生活部市民生活課)

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

雇用・労働行政につきましては、大阪府・ハローワーク池田・近隣市町と連携しながら、施策の充実に努めてまいります。(市民生活部市民生活課)

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

中小企業者対策においては、「ものづくり」を継承していく観点から人材の育成に重きを置き、人間尊重をベースに、各種専門家等によるビジネスセミナーの開催や、インキュベート施設として「いけだピアまるセンター」に企業育成室を設け創業期の事業者を支援し、また、優れた新技術・新製品を提供する者を「事始め奨励大賞」として表彰するなど、総合的な中小企業対策を展開してまいります。(市民生活部地域活性課)

3. 行財政改革施策

- (1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にCSR行政運営を構築すること。
- (2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(一括回答)

(1)・(2)について、本市においては、行財政システム改革プランを策定し着実に改革を進めているところです。(総合政策部政策推進課)

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地

域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

豊能二次医療圏における基幹病院としての役割を果たすべく、救急医療をはじめとした医療の充実に努めてまいります。
(池田病院総務課)

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護サービス事業におけるサービスの普及、適正利用における制度理念などについては、事業者連絡会議などにより周知を図っております。また、介護オンブズマン等の対応につきましては、事業所の適正な運営が図れるよう平成13年に介護派遣相談員制度を設け、苦情・相談体制の確立のもとに取り組んでいます。
(保健福祉部高齢介護課)

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターについては、適正な運営を図ることを目的として平成17年11月に運営協議会を創設し、ネットワークを構築するとともに、初回より被保険者の代表にも参画していただき協議会の充実にむけ推進しています。今後もさらに充実に努めてまいります。

(保健福祉部高齢介護課)

(4) 高齢・退職者の生きがいづくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者等の社会活動への参加促進については、老人クラブ活動としてゲートボール・スポーツ大会・教養講座など、また、敬老会館では趣味の部会などを通じた高齢者の仲間づくりや交流の場として取り組んでおります。今後も引き続き充実に努めてまいります。

(保健福祉部高齢介護課)

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方にに基づき、積極的な就労支援により自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

現在の社会情勢に即した生活保護制度への見直しについては、市長会等を通じて国に対して強く要望してまいります。また、就労支援については、平成17年度よりカウンセラーによる就労支援プログラムを実施、平成19年度からは新たに就労支援専門員1名を配置し、個別的就労支援プログラムを実施しております。今後も引き続き積極的な就労支援体制の確立をめざしてまいります。

(保健福祉部保健福祉総務課)

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

現在、H I V感染予防・A I D S予防対策については、都道府県の事業として広報活動を行っています。

池田保健所は、ホームページに予防記事を掲載するなど啓発活動を実施し、特に世界エイズデーの前後1ヶ月は予防月間キャンペーンとして、池田保健所・池田市及び関係機関が連携し街頭キャンペーンやポスター掲示など、集中的に予防啓発を行っています。今後、若い世代を含めた多くの市民への正しい知識の普及と感染予防の啓発の強化に努めてまいります。

(保健福祉部健康増進課)

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

休日・延長・一時・病後児・夜間保育につきましては「新・池田子ども未来夢プラン（次世代育成支援行動計画）」に基づき施策を推進してまいります。

(子育て・人権部保育課)

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

厳しい財政状況ではありますが、様々な研修を展開しながら、保育の質の低下につながらぬよう制度の維持・改善に努力してまいります。(子育て・人権部保育課)

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

留守家庭児童会として、平成16年10月に制度改正を行い、土曜日開設・時間延長・施設改修等を実施してきました。さらに平成17年度には、多人数対策として新たに2教室の確保と改修を行い、事業運営の充実を図っているところです。(子育て・人権部子育て事業課)

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会(すこやかネット)」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり(子ども110番など)の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

教育委員会では、地域の教育力向上のため、各中学校区ふれあい教育推進委員会(各中学校区地域教育協議会)による家庭・地域・学校の協働による取り組みを支援しており、今後もその充実に努めてまいります。

また、市内全小学校区にコーディネーターを配置し、「池田子どもの居場所づくり推進事業」を進めているところです。そして、大阪府学校支援人材バンクをも活用した本市独自の学校支援社会人等指導者活用事業の充実に努めているところです。(教育委員会教育部)

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

現在、本市の奨学金制度は、高校・大学進学時に経済的理由により学費の支弁が困難な者に対して、給付制度として奨学金を支給しており、今後とも制度の充実を図ってまいります。大阪府育英会奨学金制度などについては、広報誌等で周知に努めてまいります。

就学援助については、給食費・修学旅行費等は実費を補助しており、今後も継続してまいります。(教育委員会管理部学務課)

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

本市におきましては、人権侵害の早期発見・拡大を防止するため「人権ケースワーク事業」を実施しております。今後も、人権擁護委員との連携やケースワーク事業の相談業務の活用を図るとともに、庁内で行われている「なんでも相談」をはじめ様々な相談機関との連携強化を図ります。

また、セクシュアル・マイノリティや感染症、インターネット上での人権侵害などの問題も重要な人権問題と認識し、啓発活動の充実を図ってまいります。(子育て・人権部人権推進課)

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

審議会などへの女性委員の登用につきましては、「改定池田市男女共同参画推進計画「いけだパートナーシップ21」の重点施策の一つであり、女性委員の比率が30%以上になることを目標としています。そのため、女性委員のいない審議会等の解消に努めているところであり、今後も、啓発活動を通じ政策・方針過程への女性の参画の促進を図ってまいります。

(子育て・人権部人権推進課)

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

「池田市男女共同参画推進条例」第7条第1項では、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を策定することとなっています。そのため、市は、基本計画となる池田市男女共同参画推進計画「いけだパートナーシップ21」を中間見直し年にあたる平成17年度に改定し、施策の推進に努めているところです。今後とも、この基本計画に則り施策

の展開を図ってまいります。

(子育て・人権部人権推進課)

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

ドメスティック・バイオレンス（DV）につきましては、「池田市男女共同参画推進条例」第16条に基づき、被害者の緊急一時保護や緊急避難支援の制度を設けています。そして、これら制度の実施あるいはDVの相談があった時は、庁内関係部門や池田警察署・池田子ども家庭センターと連携し対応にあたっています。一方相談窓口としては、「池田市働く婦人の家」で専門の相談員のもと曜日や時間を定めDVやセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等の問題に対応しています。また、職場におけるセクハラ被害等については、大阪府総合労働事務所ないしは総合労働事務所北大阪センターに相談専用窓口がありますので、これらの機関との連携が大切と考えています。

一方、市民や事業者への周知・広報につきましては、関係部門との連携はもとより市民フォーラムの開催、男女共同参画に係る啓発情報誌の発行、さらには「働く婦人の家」のパンフレットをはじめ、平成19年度には、新たに「緊急一時保護・避難支援制度」を広く市民に知っていただくという観点から、名刺大のリーフレットを作成し、公共施設等に配布しています。

なお、DV防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）の策定等が市町村の努力義務となっていますので、国の定める基本方針に即するとともに、大阪府が策定している基本計画を勘案し、その策定にあたっては、これまで本市が他に先駆けて行ってきた諸施策を反映させたいと考えています。

(子育て・人権部人権推進課)

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

男性の育児・介護休業取得促進のための環境整備につきましては、改定池田市男女共同参画推進計画「いけだパートナーシップ21」に則り、これまでも啓発情報誌や市民フォーラムを通して幅広く男女共同参画の必要性を呼びかけてきたところです。

また、平成17年3月に策定しました「池田市次世代育成支援行動計画（新・いけだ子ども未来夢プラン）」、さらに平成19年4月からは改正男女雇用機会均等法も施行されましたので、関連部門との連携のもと、少子高齢化・人口減少時代に対応するべく、ワーク・ライフ・バランスの推進にむけ、雇用環境の整備、特に男性の育児・介護休業の利用促進に努めます。

(子育て・人権部人権推進課)

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

地球温暖化防止施策としては、省エネルギー対策を主として取り組んでおり、府・市合同庁舎E S C O事業、府トラック協会のエコドライブ推進事業、関西電力(株)と協働によるエコキュート設置助成事業を実施したところです。

また、平成19年度策定の新エネルギービジョンを受けて、太陽光発電の率先導入・助成等の施策を進めてまいります。
(市民生活部環境にやさしい課)

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策としては、特に夏季開催のイベント等において、各種団体と協働で温度測定を行い「打ち水」の有効性を証明し、市民にその推奨を啓発、また、壁面緑化として、市内小学校においてゴーヤの栽培による校舎の壁面緑化（1小学校）、芝生による校庭緑化（4小学校）を実施しています。
(市民生活部環境にやさしい課)

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

本市においては、毎月19・20日をノーマイカーデーとして設定し、広報誌等で広く市民に自動車の使用自粛の啓発をしているところです。また、毎月16日を「目に見える環境行動日」として、職員ボランティアによる早朝の清掃活動を実施しております。
(市民生活部環境にやさしい課)

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

循環型社会の形成にむけて、ごみの減量・分別収集の推進に取り組んでいるところであり、今後も大阪府との連携を強化し事業に取り組んでまいります。（市民生活部環境にやさしい課）

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

看板や監視カメラを設置し不法投棄防止の抑止を図っているところです。今後とも、大阪府と協力・連携を図ってまいります。（市民生活部環境にやさしい課）

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

本市における下水道普及率は99.9%で、生活排水が直接河川に流入し水質の汚染につながることは極めて少ない状況です。なお、平成19年度から6～10年計画で、下水処理場の高度処理施設への改修を進めているところです。（市民生活部環境にやさしい課）

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

「池田市地域防災計画」は、国及び大阪府の「地震防災戦略」等を念頭に、本市域の地域特性等を十分に考慮し作成しています。また、経年変化等に対応すべく同計画を毎年見直し、最新の計画を作成するように心がけています。

災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備については、大阪府の備蓄計画及び「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月）の被害想定に基づき、地震の発生に

より本市域において起こり得る被害を想定し、計画的に整備しているところです。

防災は市民と行政が一体となって成し得るものであるから、本市においては、防災訓練等には地域住民・自主防災組織と協働して行うように心がけています。平成20年1月10日に実施した平成19年度池田市防災図上訓練では、自主防災組織代表者も参加し市民・行政協働の訓練を行いました。
(市長公室危機管理課)

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

現在教育委員会において、公立小中学校の耐震化優先度調査を実施しているところです。調査結果を踏まえ年次計画を立案し、耐震改修に取り組んでいく予定です。

(教育委員会管理部総務課)

9 について独自要請

公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)にAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。あわせて、AEDの使用法を含めた救命講習に積極的に取り組むこと。

(回答)

現在、AEDは、市庁舎・総合スポーツセンター・小中学校などの公共施設33ヶ所に設置しています。今後も関係部署・関係機関と協議して増設してまいります。

AEDの使用等緊急救命の講習会につきましては、市職員対象に毎年実施し、多くの職員が受講しています。今後も引き続き実施いたします。また、市民対象の講習会は、消防署が毎月9日・19日及び第4日曜日に実施しております。
(保健福祉部健康増進課)

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律が平成17年に一部改正されたことにより、農家個人による貸し農園の開設が可能になりましたので、市としても貸し農園(家庭菜園等)の拡大は、遊休農地の解消にもつながるところであり、農協等と協力し農家に貸し農園の開設についてPRしてまいります。
(市民生活部地域活性課)

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

違法駐車を取り締まりについては、所轄警察に要請してまいります。

各種施設の整備については、商業及び近隣商業地域の物販を目的とする新設の事業所に対し、本市指定事業に基づく駐車施設の確保に関する指導基準により、専用駐車場や荷捌駐車場の確保を要請しています。

公営駐車場の一部代用については、普通自動車用の市営駐車場が1ヶ所しかなく、代用使用は困難です。
(都市整備部空港・交通課)

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

平成18年3月に策定した「池田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区のバリアフリー化について、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備を推進してまいります。

費用助成については、鉄道駅のエレベーターや多機能トイレの設置、ノンステップバスの導入などに対して助成を行ってまいります。
(都市整備部空港・交通課)

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車の事故防止とマナー向上を目的として、平成17年度から「池田市自転車マナーアップ運動」を展開しています。

自転車専用レーンの設置については、既存の道路幅員のなかで設けることができる道路は限られますが、安全確保のため、できるところから関係機関と連携して取り組んでまいります。

歩車分離信号の設置については、交通事故の現状を勘案し、地域住民・学校等の意向を尊重しながら、所轄警察署・道路管理者等と連携を図り検討してまいります。

(都市整備部空港・交通課)

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

平成15年10月から石橋・池田の2ヶ所で、それぞれ50台のレンタサイクル事業をすでに実施しています。今後は、需要を勘案しながら拡充を図ってまいります。(都市整備部空港・交通課)